

論点 1.

「電源の特性に応じた制度構築」

令和元年 9 月 1 9 日
資源エネルギー庁

（１）競争電源に係る制度のあり方

①FIT制度の検証

②新制度のあり方

（２）地域活用電源に係る制度のあり方

本委員会で今後検討すべき論点①

論点 1：電源の特性に応じた制度構築

本資料で御議論いただきたいこと

＜競争電源に係る制度のあり方＞

- 再エネの主力電源化に向けて、現行のFIT制度が有する複数の特徴のうち、具体的にどの要素については引き続き維持し、どの要素について見直しを図っていくべきか。
- 「市場への統合」のあり方として具体的にどのような制度設計が望ましいか。あわせて、その制度がより機能を発揮するためにはどのような環境整備が必要となるか。
- 新制度の検討に当たっては、将来的には新制度からも卒業（＝自立化）していくことを念頭に、円滑な移行ができるよう制度設計を進めていくべきではないか。

＜地域活用電源＞

- 地域で活用されうる電源については、「自家消費等を優先的に評価する仕組みを前提としつつ、当面は現行のFIT制度の基本的枠組みを維持する」と整理されているが、具体的にどのように取組を評価し、支援の対象としていくか。
- 地域活用電源の地域の持続可能な開発に貢献する価値を積極的に評価していくために、エネルギー分野以外の適切な行政分野との役割分担・連携をどのように深化させていくか。

競争電源に係る制度検討に当たっての視点

- 競争電源については、大量小委の中間整理（第3次）において、「市場への統合を図っていく」と整理されているが、その詳細検討にあたっては、FIT制度が有している「投資インセンティブの確保」と「市場取引の免除」といった要素について、国民負担を抑制しつつ最大限導入する観点から改めて検証し、新制度検討に当たっての方向性を整理すべきではないか。

投資インセンティブの確保
(コスト見合いの固定価格による発電収入で
投資回収できる予見性)

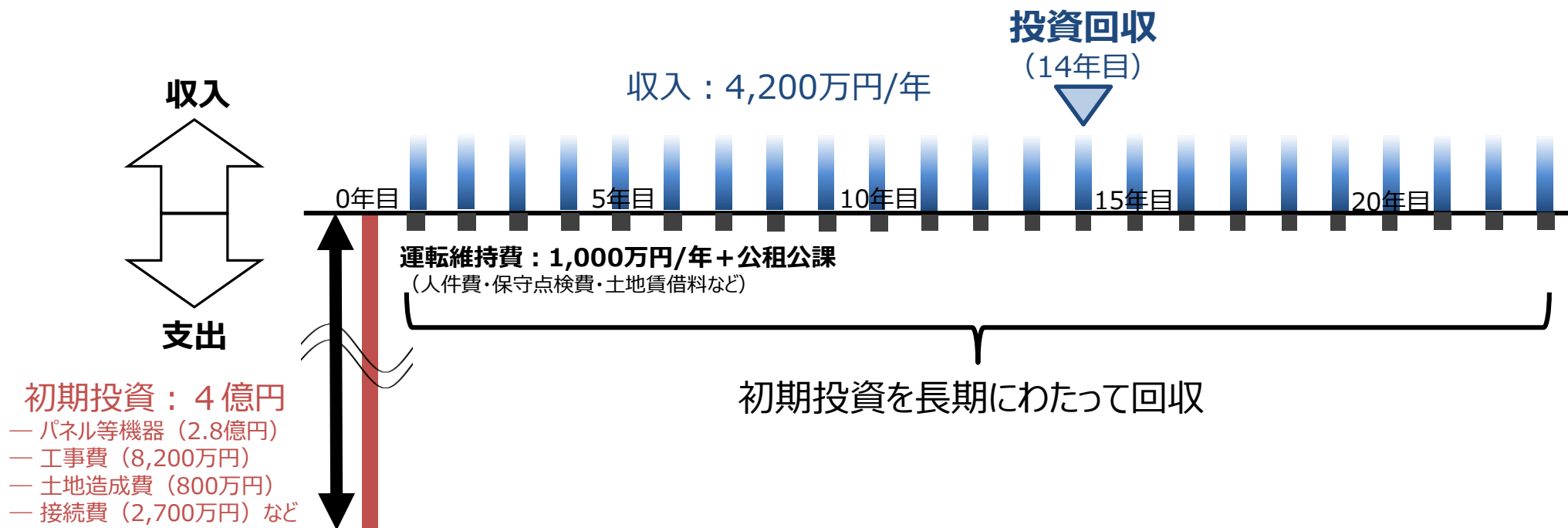
市場取引の免除
(買取義務・インバランス特例)
↓
初期の参入障壁を引き下げ

要素① 投資インセンティブの確保 評価と方向性（案）

- FIT制度は、効率的に実施するときには通常要する費用を基礎にIRRを勘案して算定された調達価格（固定価格）で、長期の調達期間にわたって送配電事業者が買取り。
- これにより、コストに見合った発電収入への予見性を確保することで、投資インセンティブを確保。
- 再エネの初期の投資コストが大きく、回収にも時間がかかるという事業特性を踏まえると、今般の新制度の検討においても、投資インセンティブの確保は、引き続き必要ではないか。ただし、その手法については、「買取価格の固定」に限る必要はないのではないか。

＜事業用太陽光発電（2,000kW）の収支構造イメージ＞

- ✓ 事業用太陽光発電などの再生可能エネルギーは、大きな初期投資コストを、長期間の事業実施によって回収する構造。



※ 上図は調達価格14円の諸元を参照したもの

要素② 市場取引の免除 評価と方向性（案）

- 送配電事業者等の買取義務やFITインバランス特例により、再エネ事業者は市場取引を自ら行うことを免除され、市場における売れ残りやインバランス（計画値と実績とのズレ）のリスクから遮断されている。これにより、再エネ事業者は発電に注力しやすくなり、特に、FIT導入初期の段階では、発電事業への参入障壁を引き下げる効果があった。
- 一方で、FIT導入から7年経過し、再エネの主力電源化を図っていく上で、こうした措置が、意欲のある事業者の積極的なビジネスや電力システム全体の最適化の支障になりつつある。
 - ① RE100といった再エネを積極的に求める需要家も出現してきているが、買取義務がこうした需要家と再エネ事業者のマッチングの阻害要因となっている。
 - ② 海外においては、蓄電池の活用等を通じて、市場の需給・価格に応じて売電する事業も生じつつあるが、買取義務のあるFITではこうしたインセンティブが生じない。
 - ③ 再エネ事業者がインバランスを発生させないように自ら発電計画の精度を向上すると、電力システム全体としてのインバランス等の調整コストを削減する効果がある。
- こうした取組は、個々の再エネ事業者へのメリットだけでなく、①電力システム全体のコスト低減を通じた国民負担の低減や、②電力システム全体での再エネの更なる導入余地の拡大にも資するもの。
- こうした状況変化や主力電源として他の発電事業者と同様の役割が期待されていることを踏まえると、「市場取引を免除」する措置から脱却し、「市場への統合」を進め、再エネ事業者の市場を意識した行動を促進すべきではないか。また、その制度設計は、将来の自立化も考慮して行うべきではないか。

(参考) 再エネ意識の高い需要家の出現

- 買取義務を外し、市場での取引を促すことで、供給サイドが売り先を自ら探すこととなるため、需要家も自身のニーズに合った売り手を見つけやすくなる。
- 特に、パリ協定を契機に、世界的にESG投資の動きが拡大。事業者の低炭素・脱炭素化へのニーズは非常に高まっており、これに対する「再生可能エネルギーとしての付加価値」への需要が高まっている。
- 国際的な環境イニシアチブである「RE100」は2019年9月現在、193社がコミットしており、日本企業も22社が加盟。

【RE100プロジェクト】



(*)RE100：企業が自らの事業の使用電力を、100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

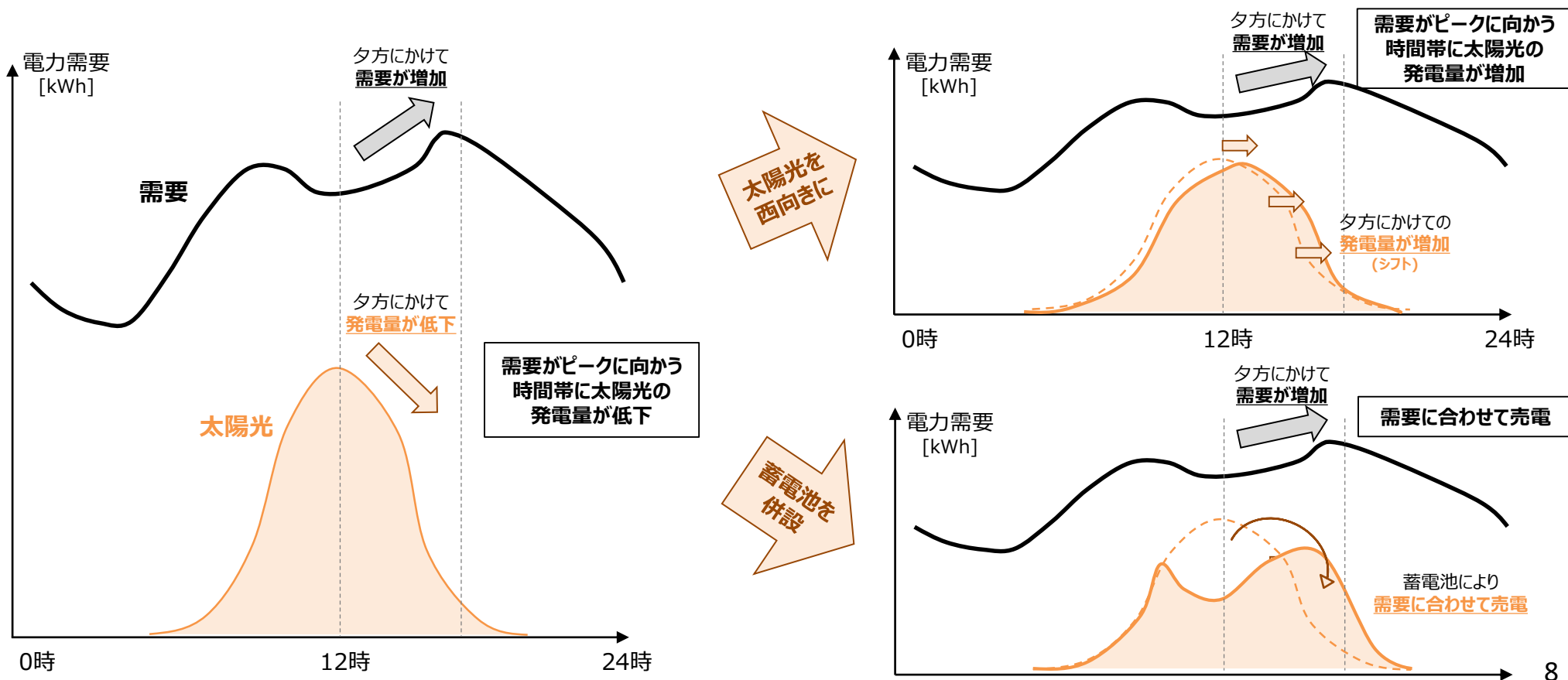
【アップルによる日本における再エネ調達】

アップルが再エネ100% 最後の難関、日本も達成
(2019/09/09 日本経済新聞電子版)

- ✓ 米アップルが他国での取組に続き、日本での再エネ100%を宣言した。
- ✓ アップルはオフィス、データセンター、500カ所以上の直営店を含む、全ての施設の使用電力を再エネ電力100%に切り替える等、再エネ活用の先進的企業として認知されている。
- ✓ 日本では再エネ電力の調達コストが高い等の障壁があったが、電源の直接保有、発電事業者との長期売電契約の締結を通じて乗り越えた。

(参考) 蓄電池等の活用による売電時期・売電時間のシフト

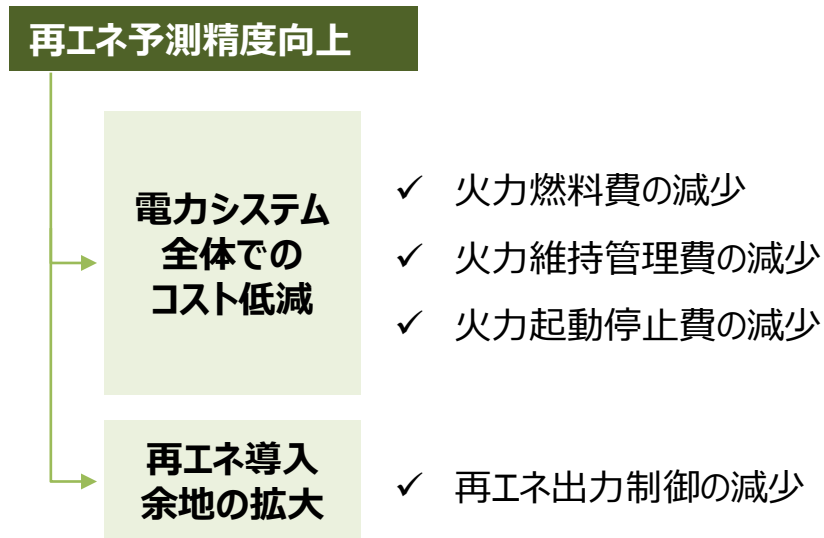
- 電力需要は夕方にピークとなる傾向がある一方、太陽光発電は夕方にかけて発電量が低下。
- カリフォルニア州（再エネ比率40%）では太陽光パネルを西向きに設置する（総発電量は低下するが、夕方の発電量は増加する）事業者に対し、15%割増の設置補助を与えて夕方の発電量を増加させるよう促していた。
- 今後、蓄電池が安くなれば、併設した蓄電池で昼の発電分を需要が高くなる（つまり市場価格が高くなる）夕方にシフトさせる売電する事業者も出てくることが見込まれる。



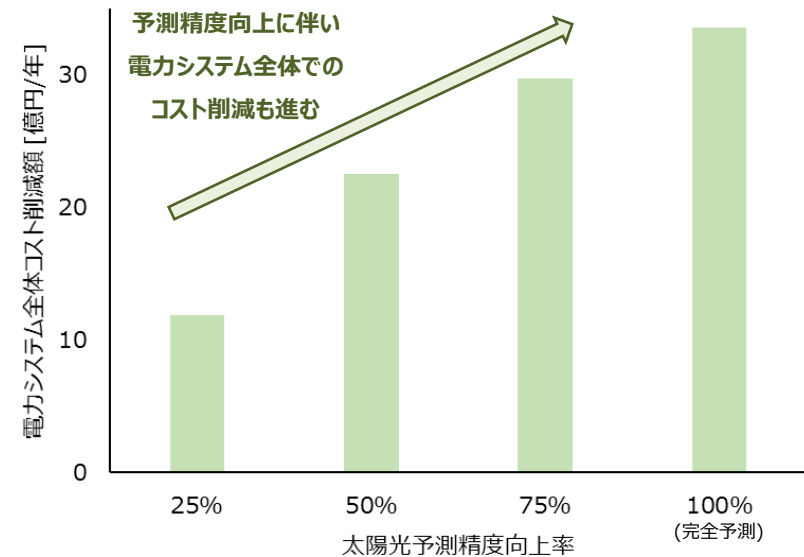
(参考) 再エネ予測精度向上の効果

- 太陽光発電等の再エネの予測精度向上により、電力システム全体でのコスト（インバランスコストを含む）が低減すると期待される。
- 再エネの予測精度向上を通じた出力制御の減少により、再エネ導入余地の拡大も期待される。

再エネ予測精度向上の効果



予測精度の向上と電力システム全体コストの削減額イメージ (ニューイングランドISOにおける分析事例)



出所) Martinez-Anido et al., 2016 “The Value of Day-Ahead Solar Power Forecasting Improvement”より作成
(太陽光比率18%のケース, 円換算は1ドル=110円で概算)

ポストFIT制度の設計の方向性（案）

- FIT制度の特徴は、①投資インセンティブの確保と②市場取引の免除。
- このうち、①「投資インセンティブの確保」については、新制度においても引き続き確保することが必要ではないか。
- 一方で、②「市場取引の免除」は見直し、主力電源として他の電源と同様に、「市場への統合」を図っていくこととしてはどうか。
- これにより、国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入を図っていく。なお、将来的には新制度から自立化していくことを念頭に、円滑な移行ができるよう制度設計を進めていくべきではないか。

FIT制度

市場取引の免除
(買取義務・インバラ特例)



初期の参入障壁を引き下げ

投資インセンティブの確保
(コスト見合いの固定価格による
発電収入で
投資回収できる予見性)

ポストFIT制度

市場への統合
(買取義務・インバラ特例廃止)



新ビジネス促進、システム最適化
(需要家発掘、蓄電池併用等)

投資インセンティブの確保
(「固定価格」にこだわらず、
コスト見合いの発電収入で
投資回収できる予見性)

抜本見直し

国民負担を抑制し
つつ最大限導入して
いく観点から検討

維持

(将来の自立化)

他電源と
共通の環境下で
競争

（１）競争電源に係る制度のあり方

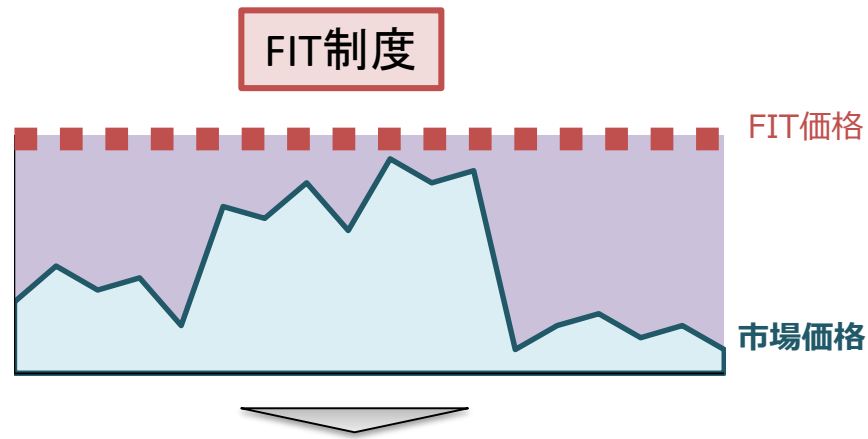
①FIT制度の検証

②新制度のあり方

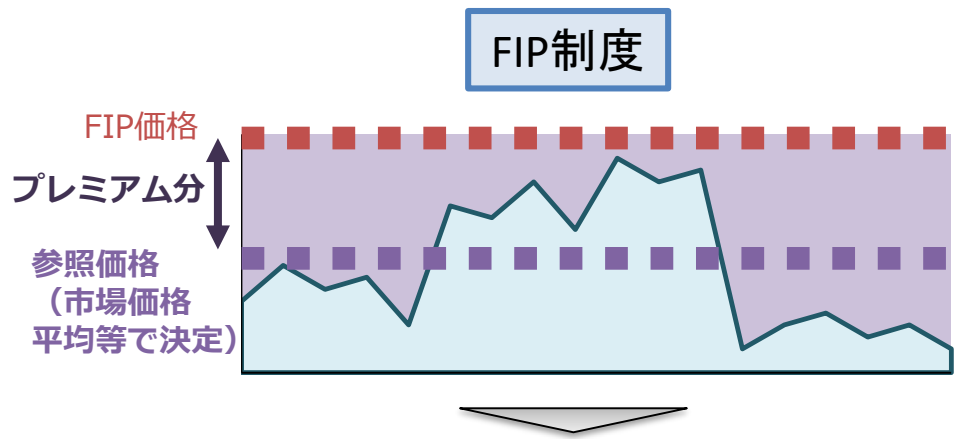
（２）地域活用電源に係る制度のあり方

新制度のあり方① FIP制度について

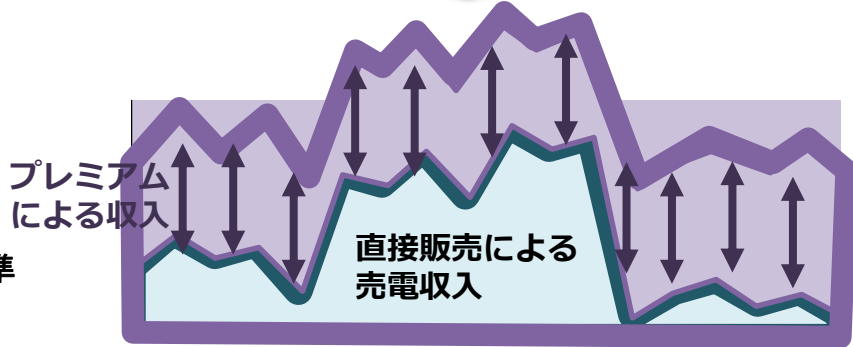
- 投資インセンティブの確保、市場への統合という方向性を踏まえると、欧州等で導入が進んでいる FIP (Feed in Premium) という仕組みを念頭に、新制度のあり方を検討してはどうか。
- FIT制度では、FIT価格（固定価格）で必ず買い取られることで、将来、コスト見合いの発電収入が強固に予見可能なことにより、投資インセンティブを確保している。
- FIP制度では、①発電した電気を卸市場や相対取引で自由に売電し、②そこに、「あらかじめ決めたFIP価格と参照価格の差（＝プレミアム）× 売電量」の収入を上乗せする仕組み。市場での売電収入を超えるプレミアムを受けることを通じて、投資インセンティブが確保される。



固定価格によって買い取られる売電収入

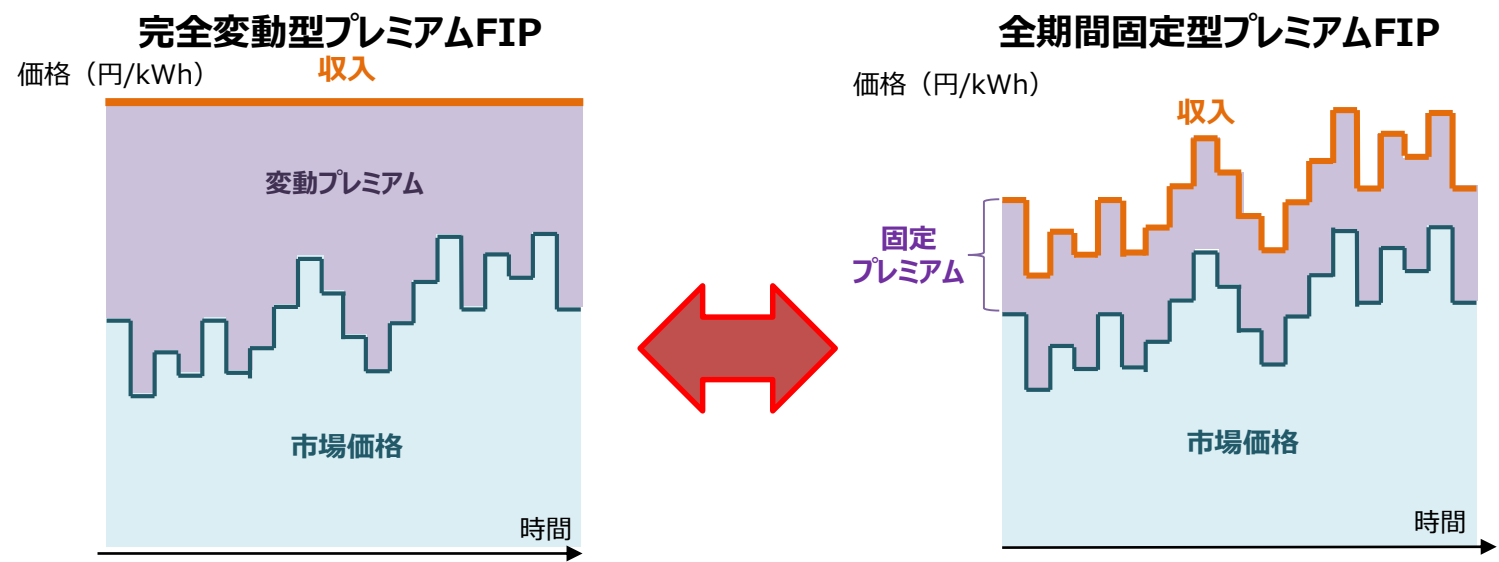


=
(総収入の水準は同等)



新制度のあり方② プレミアムの設計について

- プレミアムの設計は、参照価格の変更頻度による。それにより、発現する効果が異なってくる。
- 例えば、参照価格を市場で取引される時間（30分）単位で変更した場合（＝完全変動プレミアム）には、市場の変動に応じて補助額が随時変更されるため、FIT並みに収入の安定性は高くなる。一方で、FITと同様、市場を意識した行動を促しにくくなる。
- その対極として、参照価格を一度確定したあと長期にわたり変更しない場合（＝固定プレミアム）は、その後の市場の変動に関わらず、補助額は固定される。収入は、市場の変動に応じて大きく変化する。



投資インセンティブ

◎ （FIT並み）
収入を予想しやすい

× （市場価格下がるリスク）
収入の予測難しい

市場への統合

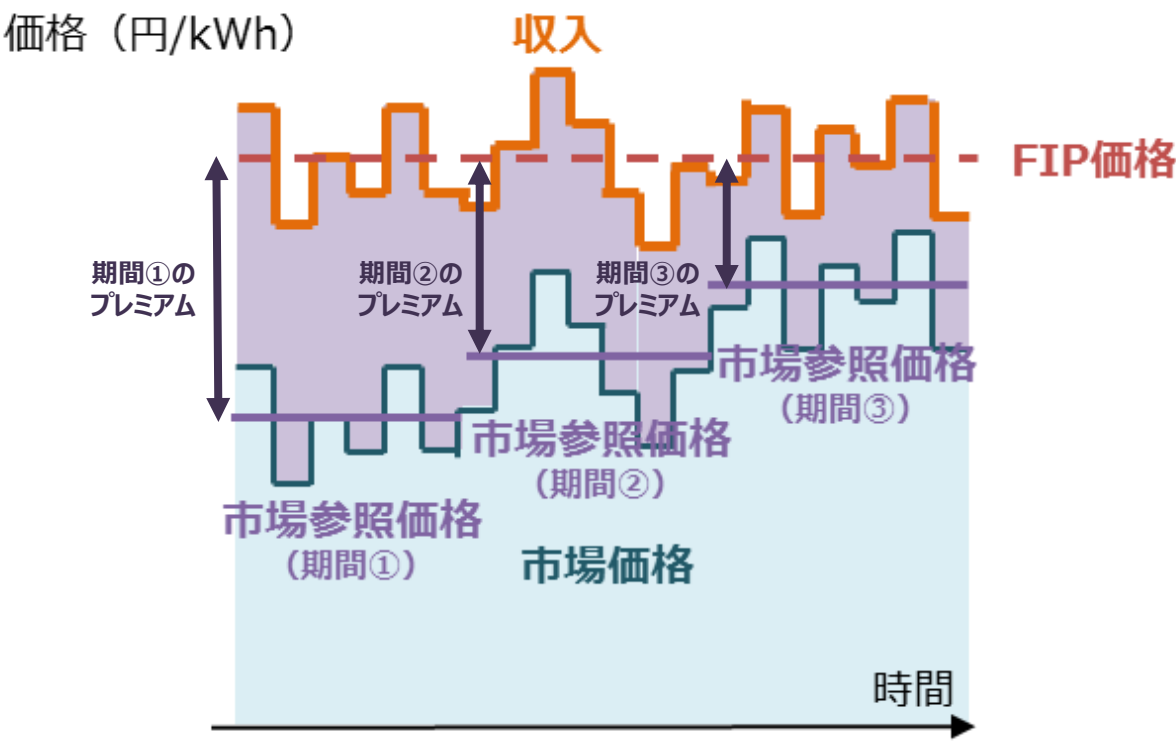
× （FIT並み）

◎

新制度のあり方③ 目指すべき制度設計（案）

- 「固定プレミアム型」と「完全変動プレミアム型」の中間の制度により、①投資インセンティブの確保と、②市場を意識した行動、の双方の効果が生じる制度の構築を目指すべきではないか。
- 具体的には、例えば、一定期間（1ヶ月～1年程度）毎に参照価格を変更することにより、相当程度の投資予見性を確保しつつ、再エネ事業者に対して市場を意識した行動を促すような制度を構築していくべきではないか。
- 同時に、FIT制度と同様に、新制度においても、入札制を積極的に活用し、コスト低減を促していくべきではないか。

「固定プレミアム型」と「変動プレミアム型」の中間の制度

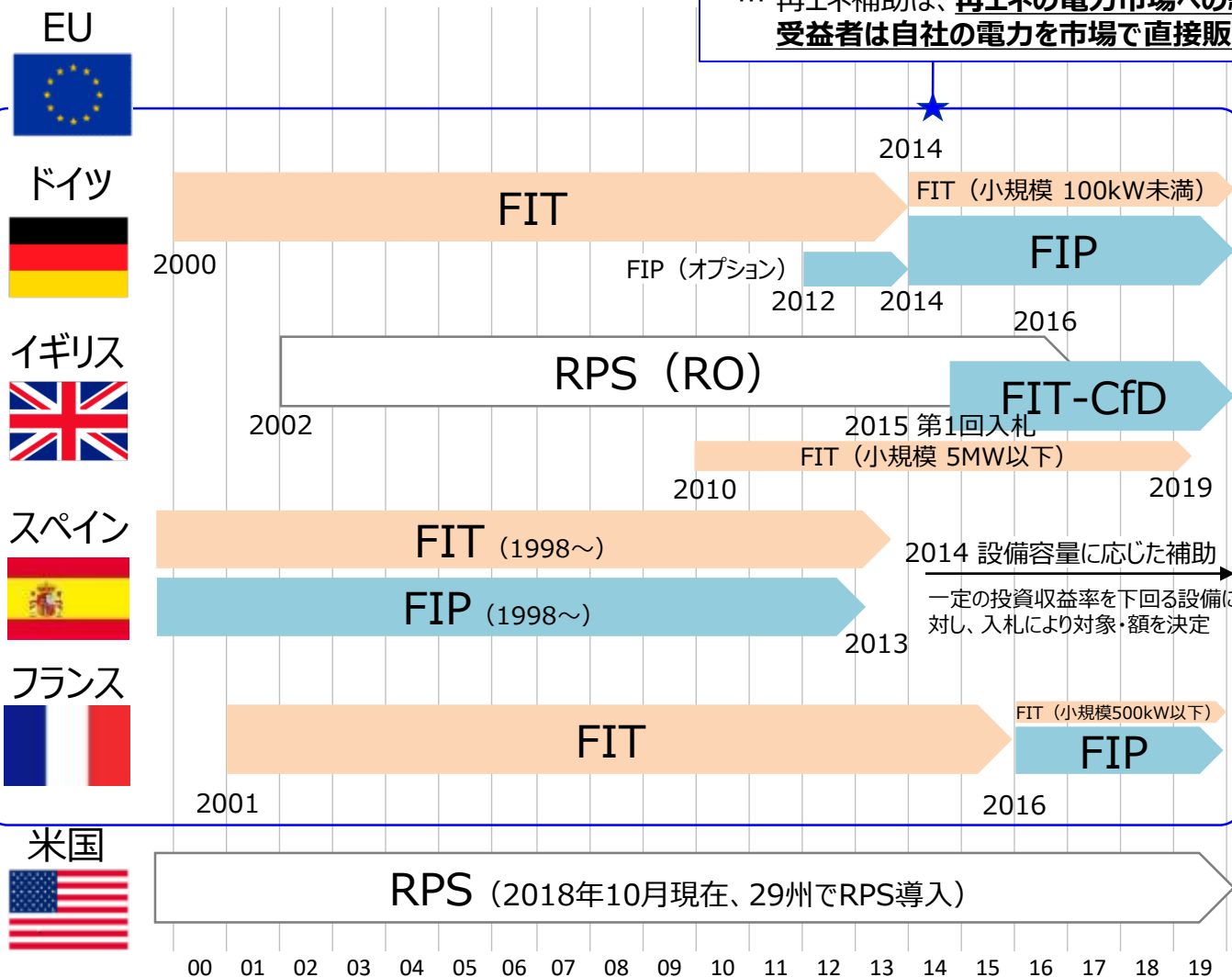


- 投資インセンティブ ○（FIT並み）
収入を比較的予想しやすい
- 市場への統合 ○

(参考) 海外の再エネ制度の変遷

- 世界に先駆けてFIT制度が導入されたEU諸国を中心に、再エネの市場価格ベースでの取引をベースとしたFIP制度（プレミアムの付与）への移行が進んでいる。

「2014-2020年の環境・エネルギー関連の国庫補助金に関する新たなガイダンス」
 … 再エネ補助は、**再エネの電力市場への統合に貢献すべきであり、**
受益者は自社の電力を市場で直接販売し、市場の義務に従うことが重要



<制度移行理由>

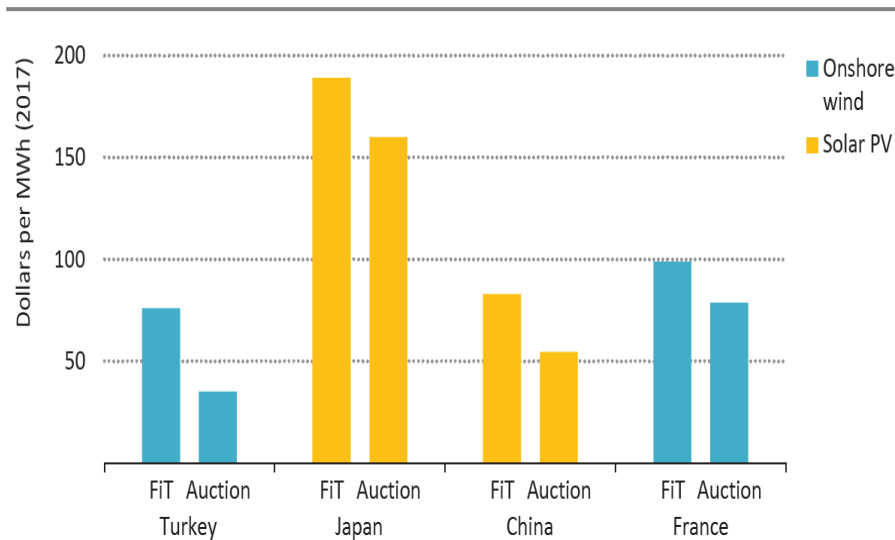
- 再エネの市場統合の推進
- 国民負担増大により市場メカニズムが働く制度へ
- 電気料金規制の下での賦課金徴収不足による電力会社赤字拡大
- 再エネの市場統合の推進

連邦政府による包括的な法律はない
 ※連邦政府による再エネ政策は税制優遇措置中心

(参考) 入札制の活用

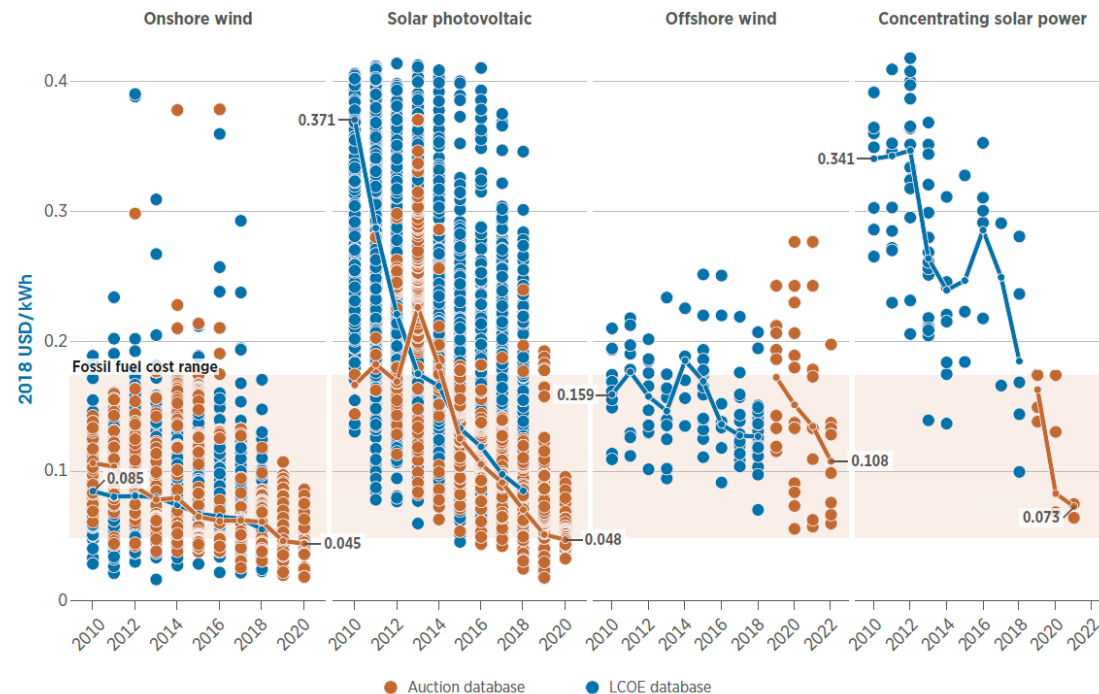
- 日本では、2017年の法改正で新たに導入した入札制等を活用し、コストダウンの加速化を促してきた。①事業用太陽光発電（500kW以上）、②一般木材等バイオマス発電（10,000kW以上）・バイオマス液体燃料（全規模）が現在の入札対象電源となっている。
- 入札制の活用により、
 - 世界でも入札制の活用により、コストダウンが進捗している。
 - また、日本でも、太陽光入札において、平均落札価格が入札対象範囲外の調達価格よりも低減している。（第4回太陽光入札：平均落札価格12.98円/kWh<入札対象外の調達価格14円/kWh）

<各国における調達価格と入札による落札価格の比較>



Recent auction results indicated 15-50% contract price reductions compared with FITs

<世界のLCOEと入札による落札価格>



出典：IRENA「Renewable power generation costs in 2018」

出典：IEA「World Energy Outlook 2018」

(注) 海外の入札結果については、FIP制度における入札結果も含まれる。

(参考) FIT・FIP制度以外の再生可能エネルギーの導入支援制度

制度	概要	費用回収	特徴
RPS	小売事業者等に対して、 再エネの量的導入目標の達成 義務付け ＜目標達成方法＞ ①自ら発電 ②他者の発電を購入 ③他者から証書を購入	小売事業者が 独自に電気料金に 転嫁	□ 目標導入量や導入時期を調整可能 □ 事業者のインセンティブにより安価な電源から調達 (過去のRPSでは風力が中心 2003→2012 +2GW) □ 価格は小売との相対の交渉次第 ⇒ 市場取引を想定。 売電価格は小売との交渉次第であり、 投資インセンティブが十分に確保されるか不透明。
補助金	発電事業者に対して、 再エネ発電設備の初期費用の 一部を軽減	国や自治体の 予算	□ 初期負担を早期軽減 □ 事業継続期間中の収入は市場の変動に応じて変化 ⇒ 市場取引を想定。 売電収入は、長期的に変動する市場に依存するため、 投資インセンティブが十分に確保されるか不透明。

市場統合の制度設計 次回以降の論点

- 本小委員会で、ポストFIT制度設計のあり方を検討していくにあたり、今後、以下のような論点について整理していく必要。

①FIP制度の詳細設計

- プレミアムの付与を具体的にどのように行うか。（FIP価格・参照価格の決定方法等）
- 新制度の対象となる電源の要件をどのように考えるか。
- FIP価格の決定において、入札制をどのように活用していくか。

②市場環境整備

- 制度がより機能を発揮するために、どのような環境整備を行っていくべきか。また、関連する制度・市場との整理をどのように考えるべきか。
- 再エネに積極的な需要家の開拓や、蓄電池等を活用した新たなビジネスモデルをどのように促すべきか。

（１）競争電源に係る制度のあり方

①FIT制度の検証

②新制度のあり方

（２）地域活用電源に係る制度のあり方

(参考) 電源特性に応じた制度構築：地域活用電源

再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
中間整理（第3次）より抜粋して作成

- ✓ 需要地に近接して柔軟に設置できる電源（例：住宅用太陽光発電、小規模事業用太陽光発電）や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源（例：小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電）については、災害時のレジリエンス強化等にも資するよう、需給一体型モデルの中で活用していくことが期待され、その活用により資源・エネルギーの地域循環が実現するものである。このため、こうした側面を有する案件については、地域において活用され得る電源（地域活用電源）として優先的に導入を拡大しながら、コストダウンを促していくことが重要である。
- ✓ 具体的には、（i）自家消費（例：住宅や工場等の所内で活用する太陽光発電）や（ii）同一地域内における資源・エネルギーの循環（例：地域で集材した燃料を用いて発電し、熱電併給等を活用しながら、地域にエネルギーを供給する地域循環型のバイオマス発電）を優先的に評価する仕組みを前提に、当面は現行のFIT制度の基本的な枠組みを維持しつつ、電力市場への統合については電源の特性に応じた検討を進めていくことが適切である。
- ✓ また、地域活用電源については、地域におけるエネルギー政策以外の分野との共生を図るポテンシャルが見込まれる電源である。例えば、（i）地熱発電については、地域の温泉産業や温水を活用する一次産業との相乗効果が見込まれる。（ii）また、小水力発電については、地域の治水や農業との共生を図るポテンシャルが見込まれる。（iii）さらに、バイオマス発電については、高い国土保全等の多面的な価値のある森林から切り出される木材や、家畜からもたらされる糞尿、地域で排出される建設資材や廃棄物をエネルギーとして地域循環し、地域の持続可能な開発に貢献する価値が見込まれる。こうした他分野の価値を積極的に評価し、これを顕在化させていくという観点から、エネルギー分野以外の適切な行政分野との役割分担を考え、より深化した連携を進めていくことも必要である。

(2) 地域活用電源としての再生可能エネルギー

- 地域で活用されうる電源（バイオマス、小規模地熱、小水力、住宅用を含めた小規模太陽光等）については、大量小委の中間整理において、「自家消費や地域での資源・エネルギーの循環を優先的に評価する仕組み」を前提に、当面は現行のFIT制度の基本的な枠組みを維持する。」と整理されている。
- バイオマス・小規模地熱・小水力を中心に、地域に根ざした電源として活用されることで、資源・エネルギーの地産地消、地域のレジリエンス強化、地域活性化に資する案件が生まれてきている。
- 一方で、FIT制度施行以降、コスト削減は現時点までは必ずしも十分でない。また、分割案件を始め、事業目的が収益拡大に偏重した不適切とも思われる案件も生じてきている。
- こうした状況を踏まえつつ、具体的にどのように取組を評価し、支援の対象としていくべきか。

(参考) 地域に便益をもたらす事例 (地熱発電)

- 地熱発電については、
 - 発電事業者が電気の売電を行わず自家消費している事例
 - 発電後の蒸気・熱水を地域で有効活用している事例など、地域活用を図っている事例が見られる。
- 地熱発電は、水力発電同様、安定した発電が可能なベースロード電源である一方、導入量が少ないため、地域活用を促進することは、エネルギーの有効利用の観点からも重要である。

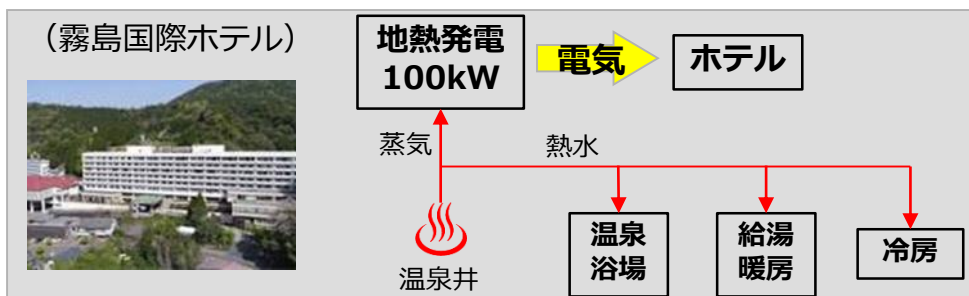
<自家消費の事例①>

- ✓ 杉乃井ホテルの地熱発電所（大分県別府市：出力1,900kW）により発電された電気は、同ホテル内で**自家消費**され、ピーク時の使用電力の40%超が賄われている。



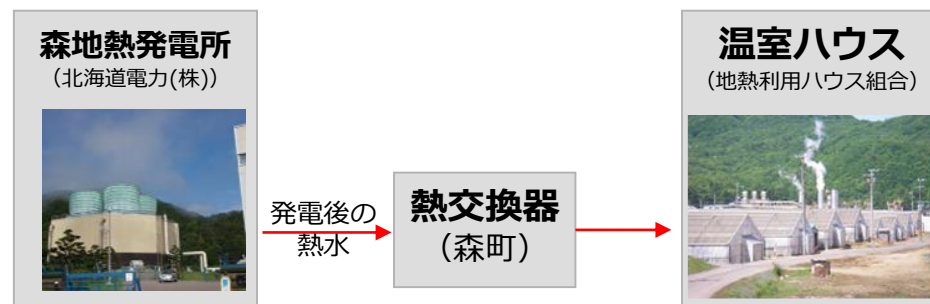
<自家消費の事例②>

- ✓ 霧島国際ホテルの地熱発電（鹿児島県霧島市：出力100kW）は、温泉の余剰蒸気を活用した発電所であり、発電された電気はホテル内で**自家消費**されている。
- ✓ 温泉の熱水は、浴用だけでなく暖房等へ利用されている。



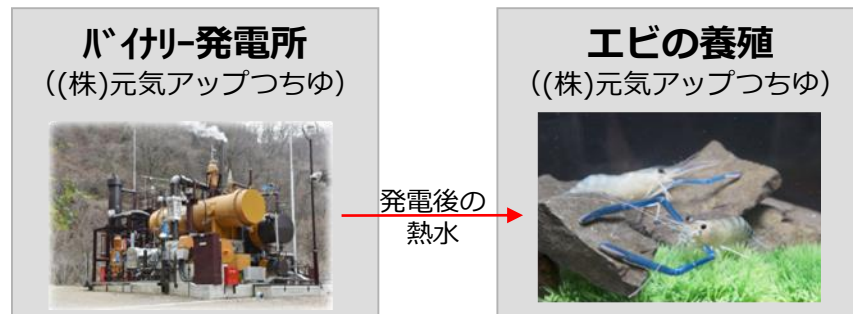
<蒸気・熱水の有効利用の事例①>

- ✓ 北海道電力(株)の森地熱発電所（北海道森町：出力25,000kW）では、還元熱水の一部が熱交換され、トマト・キュウリ等を栽培する温室ハウスで活用されている。



<蒸気・熱水の有効利用の事例②>

- ✓ 土湯温泉バイナリー発電所（福島県福島市：出力440kW）では、発電後の熱水が、エビの養殖に活用されている。



(参考) 地域に便益をもたらす事例 (中小水力発電)

- 水力発電については、
 - 停電時など非常時の電源としての活用や、
 - 発電電力を地元の中小企業へ売電する事例があり、地域活用を図っている事例が見られる。
- 昼夜間問わず安定して供給できる水力発電の電力を地域で活用していくことは、エネルギーの有効利用の観点からも重要である。

<非常時活用の事例①>

- ✓ 静岡県長泉町にあるニコニコ水力発電所(最大出力24kW(8kW×3機))は、(一社)自然エネルギー利用推進協議会が運営している。
- ✓ 送電線系統事故による停電時にも、半径約300m以内の設備に送電可能であるほか、携帯式バッテリーによる在宅医療機器への電源宅配も可能。

送電線系統事故発生

独立運転へ切り替え

緊急時の電力供給
在宅医療機器等への電源宅配



<地域貢献の事例②>

- ✓ 水力発電所の電気を地元の中小企業へ電気を供給
 - ・「いわて復興パワー」… 岩手県企業局
(岩洞第一発電所等 15箇所 計143,981kW)
 - ・「あきたEネ！」… 秋田県産業労働部
(鎧畑発電所等 14箇所 計102,700kW)
 - ・「やまがた希望創造パワー」… 山形県企業局
(白川発電所等 10箇所 計63,100kW)
 - ・「やまなしパワーPlus」… 山梨県企業局
(西山発電所等 18箇所 計120,740kW)



(参考) 地域に便益をもたらす事例 (バイオマス発電)

- バイオマス発電については、
 - 地域において産出される木材を活用して発電を行いつつ、
 - 発電された電気と併せて、発電時に生み出される熱を地域で有効活用 (熱電併給) することで地域活用を図っている事例が見られる。
- なお、バイオマス発電は、発電だけではエネルギー利用効率が低いため、熱電併給の活用により効率的なエネルギー利用を図ることは、エネルギーの有効利用の観点からも重要である。

<地域木材による熱電併給の事例①>

- ✓ 群馬県上野村は、ペレット工場や発電設備を新設。
- ✓ 発電設備は熱電併給システムとなっており、生産された電気と熱はいずれも村内のきのこ栽培施設で活用される。

燃料材生産 (上野村森林組合等)



ペレット工場 (村営)



発電設備 (村営)
(180kW)

熱電併給 (ペレットガス化)

電気



きのこ栽培
工場
(村内)

熱



<地域木材による熱電併給の事例②>

- ✓ 岐阜県高山市は、ペレット工場や発電設備を新設。
- ✓ 発電設備は熱電併給システムとなっており、生産された電気は中部電力に売電され、熱は市営の温浴施設「しづきの湯」で活用される。

燃料材生産 (飛騨高山森林組合等)



ペレット工場 (民間企業)



発電設備 (民間企業)
(165kW)

熱電併給 (ペレットガス化)

電気



中部電力

温浴施設
(市営)

熱

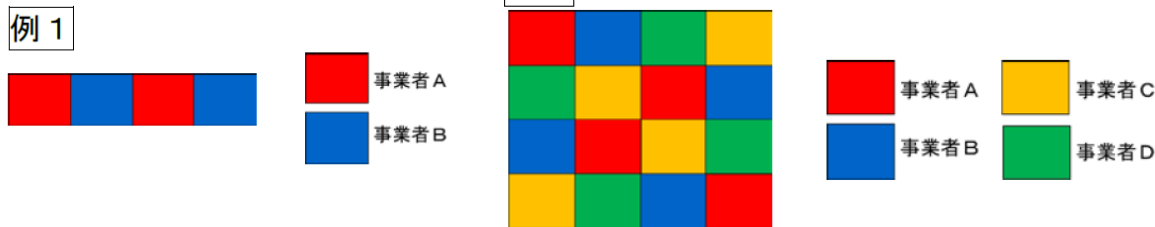


(参考) 地域における分割案件

- 同一事業地で、大規模設備を意図的に小規模設備（50kW未満等）に分割することは、発電事業者側からは、
①本来適用されるべき安全規制の適用を回避することで、**低コストでの設置が可能**となり、②低圧案件 として、**簡易的なプロセスでの系統接続が可能**であるといったメリットがある。
- 一方で、社会全体を俯瞰して見ると、
①実態上は大規模設備であるにも関わらず**安全規制が回避されることにより、地域に懸念**が生じており、②**一般送配電事業者側が負担する接続機器費や事務費が増大する**という**問題**があることから、**地域等にもたらすトータルの便益が高いとは言えない状況**である。
- このため、資源エネルギー庁では、
 - 2014年4月に、「**特段の理由がないのに一の場所において複数の再エネ発電設備を設置しようとするものでないこと**」というFIT認定基準を新設した。
 - さらに、2017年7月には、分割案件の基準を明確化し、**例えば、隣接土地の地権者が外形的に異なる場合でも、1年前に遡ってその同一性を判断すること**などの基準を示している。
- しかしながら、こうした措置にも関わらず、現時点においても、一般送配電事業者からは、**敷地を分割して分譲販売用として設置する「集中型」の低圧事業用太陽光設備**があるとの報告がなされている。

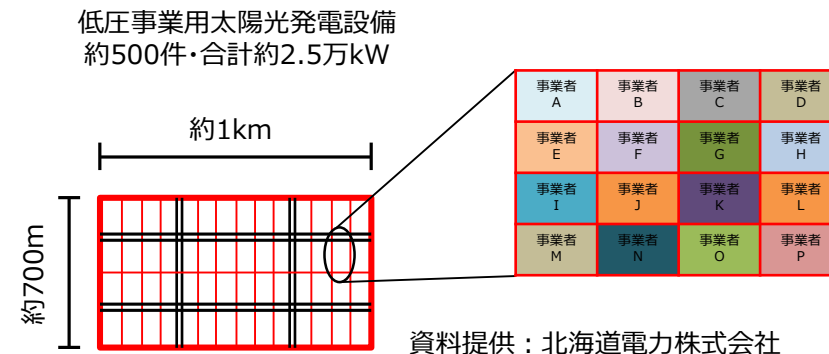
<分割案件と判断する事例>

- 他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の需要場所（複数の発電所）を施設する場合は、分割案件と判断している。



<今年度に実際の申込みがあった事例>

- 今年度に実際の申込みがあった事例として、約1km×約700mを500分割した案件がある。



地域活用電源の制度設計 方向性（案）と次回以降の論点

- こうした地域において生じている事例を踏まえると、地域活用電源の制度設計に当たっては、発電所へのインプットと発電所からのアウトプットに着目した上で、地域への便益を評価してはどうか。
- その際、インプットについては、地域に賦存する資源・エネルギーを活用しているか否かに着目して評価の仕組みを具体化していくべきではないか。
- また、アウトプットとしては、①レジリエンス、②自家消費、③地域消費という3つの価値に着目して評価の仕組みを具体的にしていけるべきではないか。

発電所へのインプット

➤ 地域に賦存する資源・エネルギーを活用して発電するもの

- ・ 地熱や水力等は、自ずと地域に賦存するエネルギーを活用するものと評価できるのではないか。
- ・ バイオマスは、近隣で産出された木材、糞尿、食品残渣、一般廃棄物等を燃料として用いているものを、積極的に評価すべきではないか。

発電所からのアウトプット

➤ 発電所の近接地点で、生み出されたエネルギーを利用するものであること

- 【レジリエンス】
- ・ 災害時に、地域ネットワーク内で電気を融通したり、避難所施設等で非常用電気として利用するものは、積極的に評価できるのではないか。
- 【自家消費】
- ・ まずは自社で活用することは積極的に評価されるのではないか。その場合、付随するものとして外部への電気の販売が余剰のみである場合には、地域活用に寄与する電源と評価できるのではないか。
- （※）家庭用太陽光では、F I T 認定の対象をこうした形態に限定。
- 【地域消費】
- ・ 熱電供給・温排熱活用設備を併設し、地域内で熱を消費するものは、積極的に評価できるのではないか。
 - ・ 地域に根ざした小売電気業者を通じて、地域で電気を消費するものを、どのように評価するか。